

医事法講義

医事紛争の実際

飯塚市立病院

武富章

医事紛争の法的背景

🏠 診療契約の性格

- 診療契約は**準委任契約**である（通説）。
- 「通常，病状を訴えて医師を訪れる患者と医師との間には，患者においてまず病状の医学的説明を求め，これに対する治療法があるなら治療行為をも求める旨の事務処理を目的とした準委任契約の申し込みをなし，医師において診察を始める以上は，この準委任契約の申し込みを承諾したと解するのが相当である」（昭42.1.25 神戸地裁竜野支部）

関連条文

🏠 民法644条（受任者の注意義務）

- － 受任者は，委任の本旨に従い，善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。

関連条文

🏠 民法415条（債務不履行）

- 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

関連条文

👤 民法709条（不法行為の要件）

- ・ 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

関連条文

👤 民法724条（損害賠償請求権の消滅時効）

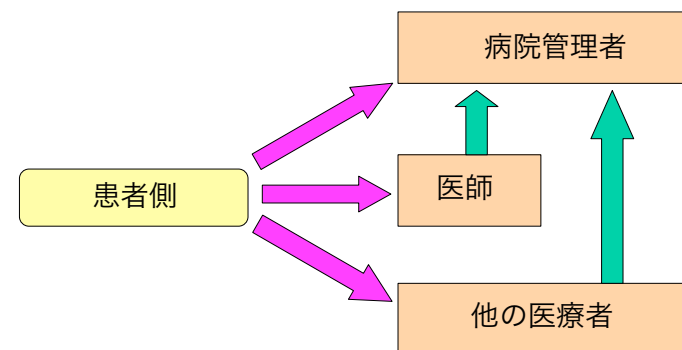
- ・ 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

関連条文

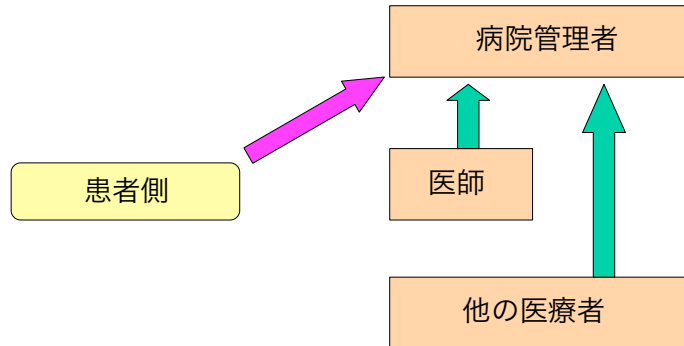
👤 民法715条（使用者の責任）

- ① ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
- ② 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- ③ 前2項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

責任追及の相手方 不法行為構成



責任追及の相手方 債務不履行構成



関連条文

👤 刑法211条（業務上過失致死傷）

- 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

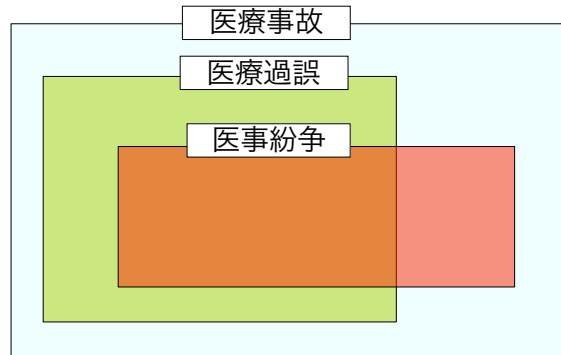
刑事責任と民事責任

項目	刑事裁判	民事裁判
起訴を決する者（原告）	検察官	被害者
根拠となる法律（実体法）	刑法等	民法等
手続きのルール（訴訟法）	刑事訴訟法	民事訴訟法
結論の内容	刑罰	金銭賠償
責任主体	個人	個人と雇主

過失の立証責任とその程度

刑事責任	検察官が負担 疑わしきは被告人の利益
民事責任	当事者・原告が負担 高度な蓋然性

医療事故・医療過誤・医事紛争



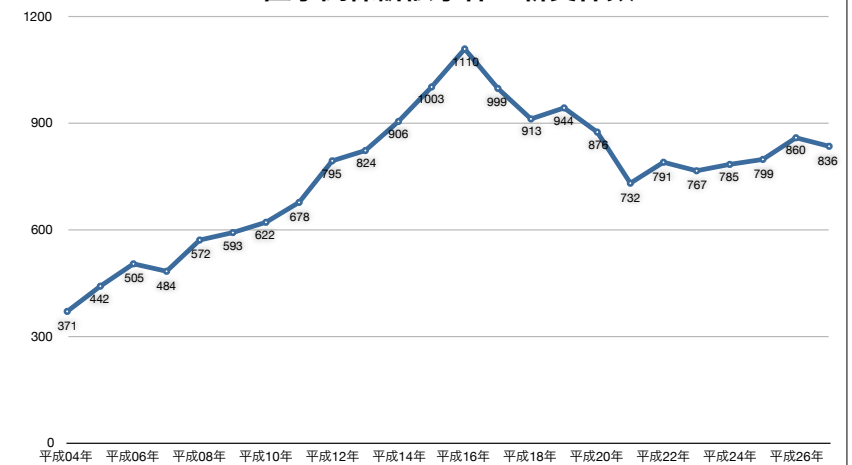
医事紛争の類型

- 1) 医療過誤
- 2) 特異体質による医療事故
- 3) 医療行為の最中または直後の内因性急死
- 4) 間接的医療事故
- 5) 感情的問題

医療訴訟の動向

- 新受件数は2004(平成16)年の1,110件を最高に次第に減少に転じ、最近数年間は800件前後で横ばいの傾向。
- 医療訴訟にまで至るのは氷山の一角。実際の医療紛争件数は訴訟件数の10倍以上といわれている（実数把握は不可能）。

医事関係訴訟事件の新受件数



医療訴訟の動向

- 平均審理期間
 - 通常事件は8.5月，医療関係訴訟事件は22.8月（両者とも平成27年）である。
 - 医療関係訴訟事件では，なお**通常事件の約2.5倍**の時間がかかっている。
 - 民事訴訟法が改正され，最高裁には「医療関係訴訟委員会」，東京，大阪，千葉，名古屋，福岡，さいたま，横浜の各地裁には「医療関係訴訟専門部」が設置され，**審理の促進**が図られている。

医療訴訟の動向

- 終結原因
 - 通常事件：判決3～4割，取下げ3割，和解3～4割
 - 医療関係訴訟事件：判決45%，取下げ5%，和解50%
- 通常事件に比べ**和解率が高い**ことが特徴。

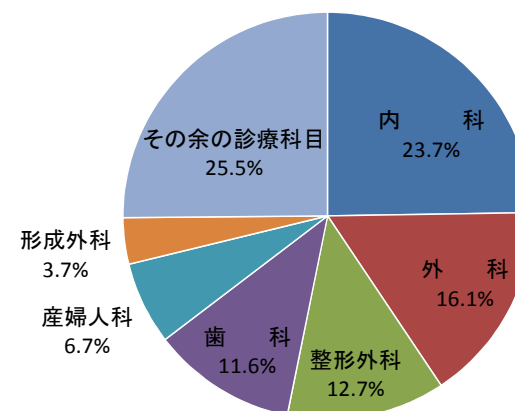
医療訴訟の動向

- 原告認容率**

通常事件	83.3%（平成27年）
医療関係訴訟事件	20.6%（平成27年）
- 認容率は通常事件と比べると低い水準である

医療訴訟の動向(地裁における既済件数)

診療科目別既済件数割合（平成27年）



これで逮捕されちゃたまらない (福島県大野病院事件)

これで逮捕されちゃたまらない (福島県大野病院事件)

平成16年12月17日、当時29歳の経産婦が前置胎盤のため帝王切開により出産。その際、癒着胎盤を認めたため執刀医であるK医師が**癒着剥離を試みたが、大量出血を起こしたので子宮摘出を行った**。しかし、最終的に救命できず、母体死亡に至った。なお、K医師は術前に5単位の保存血を準備し、子宮摘出の可能性を説明したが患者は子宮温存を希望したという。

平成17年3月22日、**県立大野病院・医療事故調査委員会が民事解決を視野に入れて、執刀医は有責であるという報告書を公表した**。これを受けて福島県は遺族に謝罪し、K医師に対し懲戒処分（減給）を行なった。

平成17年4月より、福島県警が捜査を開始、カルテなど証拠資料を押収すると共に任意の事情聴取が断続的に続いた。**平成17年9月頃、事情聴取は終了し、以後5ヶ月間、何の連絡もなく経過した**。

平成18年2月18日、**福島県警がK医師を突然、逮捕・勾留した**。被疑事実は①業務上過失致死容疑 ②医師法違反（医師法21条、異状死の届出義務違反）である。

平成18年3月10日、福島地検が福島地裁に、K医師を起訴した。

22

医師法21条

- 「医師は、死体または妊娠4カ月以上の死産児を検案して、異状があると認められたときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」

「異状」とは、純然たる病死であるとは認められない状態をいう。

正常死ではないとの疑問をもった場合は、その理由のいかんにかかわらず届け出なければならない。届け出の相手方は、その死体または死産児を検案した場所を管轄区域にもつ警察署の署長である。

23

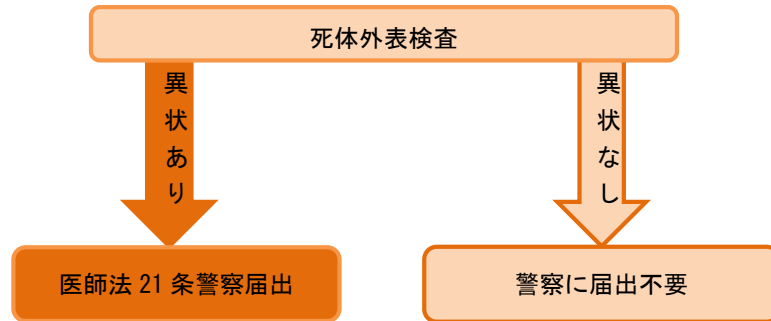
日本国憲法第38条

- 「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」

一般には「黙秘権」を定めた条文と解されている。

24

医師法21条の解釈



25

注目すべき最高裁判例

最高裁判例

(1) 医療水準・注意義務に関する判例

- 1) 診療契約に基づき医療機関に要求される医療水準に関する判決
- 2) 医薬品の添付文書に記載された使用上の注意義務と医師の注意義務に関する判例

(2) 不作為の因果関係の証明に関する判例

(3) 救命の可能性の立証に関する判例

(4) 鑑定

(5) 告知・説明義務に関する判例

- 1) がん告知に関する初期の判例
- 2) 説明義務に関する3つの判例
 - ア) エホバの証人である患者への説明義務に関する判例
 - イ) 乳がん温存療法の説明義務に関する判例
 - ウ) 末期がん患者の家族への説明義務に関する判例

医療水準・注意義務に関する判例

最判平成7年9月7日

天理よろず相談所施術

追試

昭和49年12月 出生

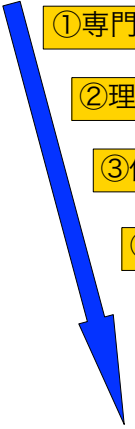
姫路日赤病院

昭和50年8月

厚生省研究班報告

光凝固法の基準についての一応の統一的な
指針が公にされる

知見・技術の普及

- 
- ①専門研究家の仮説
 - ②理論的研究、動物実験、臨床試験
 - ③他の研究者による追試、比較対照実験
 - ④文献発表、学会・研究会での議論
 - ⑤専門的研究者間での有効性・安全性の是認
 - ⑥教育・研修を通して知見・情報として普及

知見・情報としての普及

- 
- ①大学病院・専門病院
 - ②地域の基幹となる総合病院
 - ③その他の総合病院
 - ④小規模病院
 - ⑤一般開業医の診療所

医療水準・注意義務に関する判例

最判平成8年1月23日

7歳児 虫垂炎の診断



4:40 手術開始・腰椎麻酔、血圧測定
看護師に5分ごとの血圧測定の指示

4:45 虫垂根部を牽引

直後 悪心を訴え、血圧低下



低酸素症による脳機能低下

不作為の因果関係の証明に関する判例

最判平成11年2月25日

昭和58年 アルコール性肝硬変の診断



昭和58年10月～昭和61年7月まで771回の診察に
際し検査をしなかった

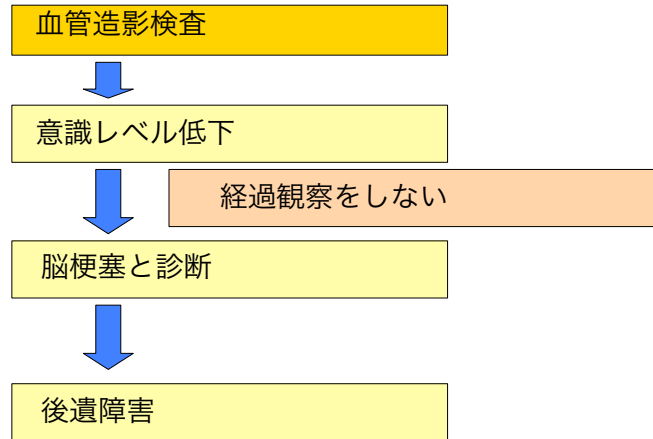
昭和61年7月22日 他院で肝細胞癌の診断・手術



昭和61年7月27日 死亡

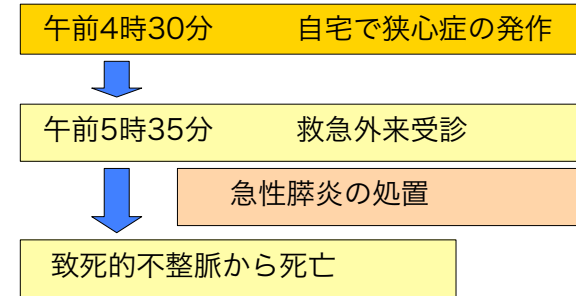
不作為の因果関係の証明に関する判例

最判平成12年9月7日

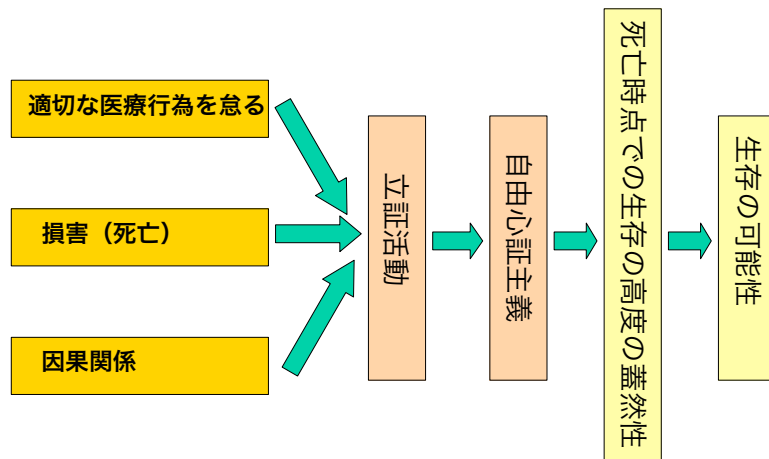


救命の可能性の立証に関する判例

最判平成12年9月22日



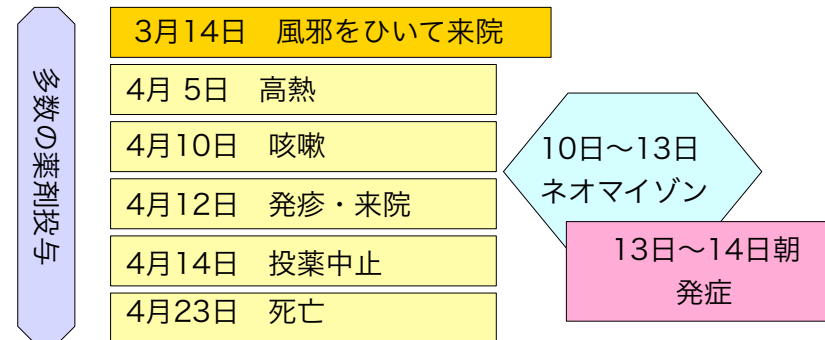
不作為の医療過誤の立証構造



鑑定に基づく推論が経験則に反するとして破棄した判例

最判平成9年2月25日

複数の薬剤の投与と顆粒球減少症



鑑定に基づく推論が経験則に反するとして破棄した判例

最判平成11年3月23日

脳神経減圧手術と小脳血腫

顔面けいれん

脳神経減圧術

小脳内に血腫確認

2ヵ月後に死亡

たった1枚の
鑑定書

がん告知に関する判例

最判平成7年4月25日

1983年胆嚢の進行癌の疑いの診断

手術の必要な重度の胆石症と説明

一旦入院予約

2日後に入院の延期の電話

3ヵ月後に倒れ、他院で胆嚢癌手術

6ヵ月後に胆嚢癌で死亡

説明義務に関する判例

最判平成12年4月25日

エホバの証人の輸血拒否

東大医科研の方針

平成4年8月18日 肝血管腫で入院

意思決定をする権利

平成4年9月16日 肝臓腫瘍摘出術

輸血実施

平成9年8月13日 死亡

説明義務に関する判例

最判平成13年11月27日

乳がん温存療法

医療水準として確立された療法

胸筋温存乳房切断術

医療水準として未確立の療法

乳房温存療法

相当数の実施例と積極評価

患者の適応可能性

患者の強い関心

説明義務に関する判例

最判平成14年9月24日

末期がん患者の家族への説明義務

A（大正2年生れ）・妻と二人暮らし
成人の子供3名は市内で別居

平成2年10月26日 胸部X線撮影

病期Ⅳの進行肺癌

Aには告知せず

家族にも連絡せず

非常勤のC医師担当

平成3年3月12日 Aは他院で末期がんと診断される